

第1回法務本省等契約監視会議議事概要

開催日 平成20年3月13日（木）

場 所 法務省大臣官房会計課会議室

委 員 野村 豊弘（学習院大学法学部教授）
前田 雅英（首都大学東京法科大学院教授）
箕輪 幸人（フジテレビジョン解説委員）

審議対象契約 法務本省等が平成19年10月から11月に契約を締結した一般競争入札
案件59件及び随意契約案件21件（除く少額随意契約）

議事等＜座長の選出＞

座長 野村豊弘委員

＜今後の議事運営について＞

法務本省等契約監視会議の議事運営について検討がなされ、別添「法務本省等契約監視会議議事運営について」のとおり運用することとされた。

なお、以下について座長から提案がなされ、了承された。

法務省から事前に提出していただく、検討対象契約一覧表（各会議でそれぞれ4か月分の契約を対象）から、各委員が、契約金額、落札率、入札参加業者数などを勘案して、あらかじめ、特に重点的に検討すべきと考える案件を指定し、会議当日は、その案件を中心に検討を加える。なお、法務省側は各委員が指定した案件について、事前に契約書等の契約関係資料の写しをすべての委員に配布していただきたい。

＜第1回において重点的に検討した契約について＞

- 1 証票用ホログラム等の製造（一般競争入札）
契約金額 4,803,750円
支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長
- 2 訟務事件管理システム用サーバー式購入（一般競争入札）
契約金額 7,770,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 3 訟務事件管理システム用サーバの更新作業等（一般競争入札）
契約金額 26,250,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 4 中央合同庁舎第6号館排水再利用処理設備改修作業一式（一般競争入札）
契約金額 6,195,000円

- 支出負担行為担当官 官房会計課長
- 5 戸籍情報システム標準仕様書の見直し一式（随意契約）
契約金額 4,887,400円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 6 外国人登録証明書用カード・特殊ホログラム入りインクリボンの製造（随意契約）
契約金額 36,504,300円
支出負担行為担当官 官房会計課長

<質疑>

入札案件について

重点検討対象契約中1と3は、1社入札であるが、その原因について質問があり、入札公告の具体的な掲示の方法、入札参加業者の資格審査方法及び契約の内容等について説明した。

同2と4について、落札率が高くなった原因について質問があり、予定価格の積算についての考え方、入札手続、入札回数等について説明した。

随意契約について

同5については、所管公益法人との随意契約であるが、随意契約理由について説明を求められ、企画競争を実施したが、企画書を提出した業者が1社であったため、企画書の審査を経てその業者と契約を締結した経緯を説明した。

同6については、特定の業者との随意契約であるが、随意契約理由について説明を求められ、既存のシステムとの互換性の問題で競争を許さないとして随意契約を締結した経緯について説明した。

<委員からの意見具申等>

今回審議した契約については、特に個別的に意見として申し上げることはない。

引き続き適正な契約をお願いしたい。

なお、一般的な話として、法務省所管公益法人との随意契約については、社会的に厳しい見方があるので、そのような法人との契約する手順については、これからも慎重をお願いしたい。

<次回の開催について>

次回は平成20年6月に第2回を実施することとした。

審議の対象契約は、法務本省等が平成19年12月から平成20年3月までに締結した契約とすることとした。

平成20年3月13日

法務本省等契約監視会議議事運営について

1 会議の開催

- (1) 法務本省等契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議は、年3回開催し、その時期はおおむね6月、10月及び2月とする。
- (4) 会議は、座長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- (5) 座長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。この場合には、次に開催される会議において、その結果を報告するものとする。

2 検討の対象とする契約

- (1) 会議は、法務省のホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」中のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約を検討の対象とする。
- (2) 各回において検討の対象とする契約は、6月開催分については12月から3月まで、10月開催分については4月から7月まで及び2月開催分については8月から11月までに締結されたものとする。

3 資料の提出・説明

委員は、事務局に対し、契約に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 意見

会議としての意見は、委員の総意によるものとする。

5 議事の公表

会議における議事については、事務局においてその概要を取りまとめ、委員の了承を受けた上、法務省のホームページに掲載する。